

豊川市監査公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成28年5月26日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	上澤	勉
同	松下	広和

定例監査結果に基づく措置通知書（建設部道路維持課）

監査実施期間 平成26年12月24日から

豊川市監査公表第50号分

平成27年 1月30日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 公共用物使用料、道路占用料、証明手数料及び弁償金の未収金の収納事務について、納期限後20日以内に督促状が発送されていないため、改善されたい。</p> <p>2 公共用物の使用の許可事務について、次の点を改善されたい。</p> <p>(1) 許可の更新の事務処理が適正にされていない。</p> <p>(2) 許可対象物件及び申請者の現状把握がされていない。</p> <p>(3) 未納者の情報が収集されていない。</p>	<p>1 左記の使用料、占用料等については、随時処理のため、毎日収納状況を確認し、納期限を過ぎても未納の場合には、納期限後20日以内に督促状を、発送することとした。</p> <p>2 公共用物の使用の許可事務について、下記のとおり改善した。</p> <p>(1) 許可の更新手続きがされていない者については、更新通知の再送付の回数を増やすとともに、随時、電話による催促を行うこととした。</p> <p>また、必要に応じ現地に出向き、直接、申請者の指導を行うこととした。</p> <p>(2) 従来から許可事務等に問題が生じていない案件を除き、新規の申請で使用期間が短期間であるもの及び過去に実績がない業者の申請について、現地確認を実施するとともに、許可期間の期中管理を徹底することとした。</p> <p>(3) 使用料等の未納者の情報について、当事者と面談を行うとともに、その経過を記録することとした。</p> <p>また、連絡等が取れない場合は、関係課等と協力し、未納者の情報を収集することとした。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成28年3月25日現在のものである。

